

別表 3 の補足資料 医療施設等 施設 整備費補助金概要及び問合せ先

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1 か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	県担当
	独法	公立	公的	民間						
へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	診療所	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	へき地診療所の新築、増改築、改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費等及び買収に要する経費	医務課 027-226-2540
過疎地域等特定診療所施設整備事業	×	○	×	×	1/2	1/4	—	(診療部門) 160㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	過疎地域等特定診療所の新築、増改築、改修(既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。)に要する工事費等	
へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	1/3 (沖縄県は1/2)	0	—	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	へき地保健指導所の新築に要する工事費等	
研修医のための研修施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	—	研修医数×30㎡ (1,000㎡を限度)	研修棟の新築、増改築に要する工事費等	
臨床研修病院施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	—	500㎡	外来診療棟(臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。)の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等	
へき地医療拠点病院施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	—	(診療部門) 1,000㎡ (医師住宅) 1戸当たり 80㎡ (2戸を限度)	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	△	×	×	○	1/3	1/3	—	研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の新築、増改築、改修に要する工事費等	
離島等患者宿泊施設施設整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	—	室数(8室を限度)×40㎡×294千円(改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額)	離島等患者宿泊施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	医務課 027-226-2534
分娩取扱施設施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	—	(分娩室、病室、入所室等) 194㎡ (宿泊施設) 室数(2室を限度)×40㎡	分娩取扱施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
死亡時画像診断システム等施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	—	1 死亡時画像診断室整備の場合 36,608千円 2 解剖室整備の場合 90,860千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)	医務課 027-226-2532

別表 3 の補足資料 医療施設等 施設 整備費補助金概要及び問合せ先

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1 か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	県担当
	独法	公立	公的	民間						
院内感染対策施設整備事業	○	×	×	○	0.33	0	—	1 室当たり 13,320千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合)30,314千円を加算	病院の感染者のための個室 整備に要する工事費等	医務課 027-226-2534
感染症医療措置協定締結医療機関施設整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	感染症の 医療措置 協定(病 床)締結 医療機関	1 室当たり 14,546,000円	病床確保に係る協定締結医 療機関として必要な 病室の 感染対策 に要する工事費又 は工事請負費	感染症・疾病対策課 027-226-2900
	○	○	○	○	1/2	1/2		1 m ² 当たり 239,300円	病床確保に係る協定締結医 療機関として必要な 病棟等 の感染対策 に要する工事費 又は工事請負費	
	○	○	○	○	1/2	1/2	感染症の 医療措置 協定締結 医療機関	1 m ² 当たり 239,300円	協定締結医療機関として必要 な 個人防護具保管庫の設置 等 に要する工事費又は 工事 請負費 (※)建築工事を伴わないもの は、対象外	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…(間接)補助事業者となり得る

×…(間接)補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。